

介護保険住宅改修費申請提出書類チェックリスト

住宅改修を行う際の注意点

1. 介護保険住宅改修費申請は、工事の着工前に申請が必要です。（事前申請）
2. 事前申請を行わず改修を行った場合は、住宅改修費は支給されません。
3. 工事の完成後に、再度完了の申請が必要です。（工事完了申請）

【工事前】介護保険住宅改修費申請提出書類（事前申請）

	必要な書類等	提出前に確認していただきたいこと
1	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（変更）申請書 【様式第16号】	<ul style="list-style-type: none">・記載漏れ（電話番号等）はありませんか。
2	住宅改修が必要な理由書 【様式第16号-2】 ※事業所で使用している書式でも受け付けます。	<ul style="list-style-type: none">・福祉住環境コーディネーター2級以上の資格をお持ちの方が作成する場合は、その合格証の写しを添付してください。・ケアマネジャー等が作成
3	改修工事見積書 【様式第16号-3】 ※改修業者等で使用している書式でも受け付けます。	<ul style="list-style-type: none">・改修業者等が作成・工事箇所、内容や規模を明記してください。・材料費、施工費等の金額を明記してください。・理由書に記載した工事と見積内容が一致していますか。
4	改修箇所の見取り図 【様式第16号-4】 ※改修業者等で使用している書式でも受け付けます。	<ul style="list-style-type: none">・改修業者等が作成・改修を行う箇所だけではなく、改修を行う住宅の全体図を作成してください。（それぞれ部屋の位置がわかるようにしてください）・特に手すりの場合は、取り付け位置や方向がわかるように図面を作成してください。・理由書に記載した箇所と一致していますか。
5	工事前の改修箇所の写真 【様式第16号-5】 ※改修業者で使用している写真用紙でも受け付けます。	<ul style="list-style-type: none">・改修業者等が作成・理由書に記載した箇所と一致していますか。・撮影日が記載されていますか。・手すりは、取り付け位置や方向がわかるように油性ペン等で写真に記入してください。・段差解消工事は、解消する段差にスケールを立てて高さがわかるように撮影してください。・床材変更工事は、改修する床面全体が写るように撮影し、住宅内の複数箇所の床材を変更するときは、すべての箇所を撮影してください。

介護保険住宅改修費申請提出書類チェックリスト

	必要な書類等	提出前に確認していただきたいこと
6	住宅改修の承諾についてのお願い (承諾書) 【様式第16号-6 賃貸住宅用】	・改修を行う住宅が、賃貸住宅等の場合は提出してください。
7	住宅改修の承諾書 【様式第16号-7 持ち家用】	・改修を行う住宅の所有者が、被保険者本人ではない場合は提出してください。 ・所有者が死亡している場合は、その住宅の相続人について記入してください。 ただし、住民票上で同一世帯の方が所有者の場合は、提出不要

受領委任払（※注）の方法で申請する場合は、上記1～7に加えて以下の書類が必要です。

	必要な書類等	提出前に確認していただきたいこと
1	居宅介護（介護予防）住宅改修費受領 委任払承認申請書 【様式第7号】	・記載漏れ（電話番号等）はありませんか。

※注：受領委任払とは、被保険者本人は住宅改修支給対象費用の1～3割（介護保険自己負担割合証に記載の割合です）を支払い、別府市が残りの費用（住宅改修費）を住宅改修業者等に支払う方法です。

受領委任払の方法で申請する際は、住宅改修を行う事業者が別府市の登録事業者である必要がありますので、この方法で申請する場合は、一度高齢者福祉課までお問い合わせください。

※各書類について、提出後に記載漏れや不備が判明した場合は、書類を作成した方に訂正や再提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

※申請内容に疑義がある場合、現地確認や専門職員の派遣等を行い、適正な内容か調査することがあります。その場合は審査に1か月程度かかることもありますので余裕をもって申請してください。

※事前申請を行ったのち、工事内容等に変更があった場合は、変更申請が必要です。変更内容によって再度提出いただく書類が異なりますので、変更が生じた場合は一度高齢者福祉課までお手数をおかけしますが、ご連絡ください。変更申請をせずに工事を行ってしまうと、住宅改修費が支給できなくなることがありますので、必ず変更申請をお願いします。

※次ページに工事完了申請の提出書類について説明があります。

介護保険住宅改修費申請提出書類チェックリスト

【工事後】介護保険住宅改修費支給申請提出書類（工事完了申請）

	必要な書類等	提出前に確認していただきたいこと
1	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了届 【様式第16号-8】	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着工日と完成日の記入はありますか。
2	別府市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費請求書 【様式第16号-9】	<ul style="list-style-type: none"> ・この書類に記入した口座に住宅改修費を振り込みます。（原則被保険者本人の口座となります） ・被保険者本人の口座を記入してください。 ・金額と日付は記入しないでください。
3	領収証 【原本】	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請の際に提出した見積書の金額と一致していますか。 ・宛名は、被保険者本人のフルネームを記載してください。 ・高齢者福祉課でスタンプを押して返却します。
4	委任状 【償還払の方法で申請した場合のみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費を被保険者本人とは異なる方の口座に振り込む際に提出が必要です。 ・委任者（被保険者本人）と受任者（振込先の口座名義の方）両名の押印はありますか。 ・被保険者本人の押印及び押印した印鑑は請求書と同一のものですか。
5	工事箇所の完成写真 【様式第16号-5】 ※改修業者等で使用している写真用紙でも受け付けます。	<ul style="list-style-type: none"> ・改修業者等が作成 ・撮影日の記載はありますか。 ・事前申請の際に提出した工事前の写真と同じ箇所を撮影してください。 ・特に手すりは、手すりを構成する部品（中間ブラケット等の数）がわかるように接写したものが必要です。 ・段差解消工事は、改修した段差にスケールを当てて高さがわかるように撮影してください。 ・床材変更工事は、改修した床面全体がわかるように撮影してください。 特に家屋内の複数箇所の床材を改修したときは、すべての箇所を撮影してください。

介護保険住宅改修費申請提出書類チェックリスト

	必要な書類等	提出前に確認していただきたいこと
6	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給対象決定通知書 【原本】	<ul style="list-style-type: none">・事前申請の審査後に、被保険者本人へ送付します。・完了申請の際は、ご本人様から回収してお持ちください。・紛失している場合は、再交付をしますので提出時にお知らせください。

受領委任払の方法で事前申請をした場合は、上記1～6（2と4は除く）に加えて下記の書類が必要です。

	必要な書類等	提出前に確認していただきたいこと
1	居宅介護（介護予防）住宅改修費請求書【様式第11号】	<ul style="list-style-type: none">・受領委任払いの申請をした場合は、提出が必要です。・受領委任払いの登録をした事業者の口座を記入してください。

※各書類について、提出後に記載漏れや不備が判明した場合は、書類を作成した方に訂正や再提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。
また、工事完了申請の翌月下旬頃に住宅改修費を支給することとしていますが、提出書類に不備等があった場合は、支給が遅れることがあります。

記入について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

別府市役所 高齢者福祉課 介護保険給付係
〒874-8511
別府市上野口町1番15号
電話：0977-21-1463（直通）
ファックス：0977-22-2366